

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年3月30日
【四半期会計期間】	第44期第3四半期（自 2020年11月16日 至 2021年2月15日）
【会社名】	株式会社銚子丸
【英訳名】	Choushimaru Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 石田 満
【本店の所在の場所】	千葉県美浜区浜田二丁目39番地
【電話番号】	043-350-1266（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 仁科 善生
【最寄りの連絡場所】	千葉県美浜区浜田二丁目39番地
【電話番号】	043-350-1266（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 仁科 善生
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第43期 第3四半期 累計期間	第44期 第3四半期 累計期間	第43期
会計期間	自2019年 5月16日 至2020年 2月15日	自2020年 5月16日 至2021年 2月15日	自2019年 5月16日 至2020年 5月15日
売上高 (百万円)	14,805	13,501	18,076
経常利益 (百万円)	508	677	139
四半期純利益又は 当期純損失 () (百万円)	280	338	93
持分法を適用した場合の投資利益 (百万円)	-	-	-
資本金 (百万円)	315	315	315
発行済株式総数 (千株)	14,518	14,518	14,518
純資産額 (百万円)	6,893	6,862	6,521
総資産額 (百万円)	10,329	13,327	8,751
1株当たり四半期純利益又は 1株当たり当期純損失 () (円)	20.47	24.68	6.83
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	20.46	24.68	-
1株当たり配当額 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	66.7	51.4	74.5

回次	第43期 第3四半期 会計期間	第44期 第3四半期 会計期間
会計期間	自2019年 11月16日 至2020年 2月15日	自2020年 11月16日 至2021年 2月15日
1株当たり四半期純利益 (円)	9.83	9.86

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
4. 第43期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期累計期間において当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期累計期間において、新たに発生したリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において判断したものであります。

なお、当第3四半期累計期間における新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積りについては、ある一定の仮定を置いた上で会計上の見積りを実施し、会計処理に反映しております。

その内容につきましては、「第4 経理の状況 1 四半期財務諸表 注記事項 追加情報」に記載の通りであります。

(1) 業績の状況

当第3四半期累計期間における我が国の経済は、世界的に蔓延している新型コロナウイルス感染症拡大の影響により急速に悪化し、緊急事態宣言の解除後は持ち直しの動きが見られたものの、再び都市部を中心に緊急事態宣言が発令される事態となり、第4四半期会計期間以降も先行き不透明な状況が続くと想定されます。

外食業界におきましても、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う活動制限や外出自粛により、お客様の生活様式や外食に期待するサービス内容が激変しており、店内飲食が減少する一方で、人との接触機会の少ないテイクアウトやデリバリーサービスなどが増加する等、競争環境の変化が著しく、経営環境は依然として厳しい状況が続いております。

このような状況において、当社は、お客様及び従業員の安心・安全を最優先にした「感染しない、させない営業」の徹底と、『お店との繋がり』が実感できる「ウィズ・コロナ時代の銚子丸劇場」への進化に邁進し、既存客の来店動機の抑制要因の軽減に努めました。

また、「アフター・コロナ時代」を見据えた収益モデルへの移行を積極的に推進するために、テイクアウトメニューの充実を図るとともに、2020年8月31日に当社初の「テイクアウト専門店」初台店及び2020年12月15日に同2号店千歳烏山店を新規に出店しました。

一方、2020年5月より導入を開始した「出前館」及び「ウーバーイーツ」によるデリバリーサービスについても、2020年8月までに同サービス提供可能なエリア内に所在の全店舗に拡大しました。

更に、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、年末年始のお客様のニーズが店内飲食からテイクアウトへ大きくシフトすることを睨んで、2020年11月にデリバリー予約へのアクセス機能を備えた「銚子丸アプリ」の配信を開始しました。これに併せて、「オンラインお持ち帰り予約（スマホ・PCから簡単予約）」を全店に導入し、テイクアウト・デリバリー需要の更なる拡大を見据えた営業体制の充実を図りました。

店舗開発につきましては、当第3四半期累計期間において、上記「テイクアウト専門店」2店舗を新規に出店しました。一方で、「鯨Yasuke」大手町プレイス店についてはリモートワークの拡大に伴ってオフィスビル人口が激減し、コロナ禍を契機としたビジネススタイルの構造的変化に対して採算改善が困難と見込まれたため閉店（2020年10月）しました。また、経営効率化の観点から「すし銚子丸船橋店」を閉店（2021年2月）しました。この結果、当第3四半期会計期間末の店舗数は93店舗となっております。

当第3四半期累計期間における売上高につきましては、ウィズ・コロナ、アフター・コロナ時代を見据えたサービスの拡充を積極的に推進したことで、年末年始の売上の減少が最小限に留まった結果、当初予想を若干上回る135億1百万円（前年同期比8.8%増）となりました。

利益面につきましては、全社的に広告宣伝費・販促費の抑制や店舗賃借料の削減努力等、支出の管理の徹底に努めた結果、営業利益は6億42百万円（同38.1%増）、経常利益は6億77百万円（同33.4%増）、四半期純利益は3億38百万円（同20.7%増）となりました。

（注）金額に消費税等は含まれておりません。

(2) 財政状態の分析

資産、負債及び純資産の状況

（資産）

当第3四半期会計期間末における資産は、前事業年度末に比べ45億75百万円増加し、133億27百万円（前事業年度末比52.3%増）となりました。主な要因は、次のとおりであります。

流動資産は、前事業年度末に比べ48億4百万円増加し、107億8百万円（同81.4%増）となりました。主な内訳は、現金及び預金の増加46億68百万円であります。

固定資産は、前事業年度末に比べ2億28百万円減少し、26億19百万円（同8.0%減）となりました。主な内訳は、建物（純額）の減少1億7百万円であります。

（負債・純資産）

当第3四半期会計期間末における負債は、前事業年度末に比べ42億34百万円増加し、64億64百万円（前事業年度末比189.8%増）となりました。主な要因は、次のとおりであります。

流動負債は、前事業年度末に比べ42億40百万円増加し、60億88百万円（同229.5%増）となりました。主な内訳は、短期借入金の増加8億56百万円、1年内返済予定の長期借入金の増加30億円、未払法人税等の増加1億45百万円及び未払金の増加1億77百万円であります。

固定負債は、前事業年度末に比べ6百万円減少し、3億76百万円（同1.7%減）となりました。主な内訳は、その他（リース債務等）の減少10百万円であります。

純資産は、前事業年度末に比べ3億41百万円増加し、68億62百万円（同5.2%増）となりました。主な内訳は、利益剰余金の増加3億38百万円であります。

(3) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第3四半期累計期間において、優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

特に記載すべき事項はありません。

(6) 経営方針・経営戦略等

当第3四半期累計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	54,000,000
計	54,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (2021年2月15日)	提出日現在発行数(株) (2021年3月30日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	14,518,000	14,518,000	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数100株
計	14,518,000	14,518,000	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	2021年1月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の使用人 379
新株予約権の数(個)	1,089
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数 (株)	普通株式 54,450
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1,092
新株予約権の行使期間	自 2023年2月16日 至 2026年2月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式 の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,092 資本組入額 546
新株予約権の行使の条件	新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新 株予約権を行使することができない。(注1)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する ものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事 項	(注2)

新株予約権証券の発行時(2021年2月15日)における内容を記載しております。

(注)1. 新株予約権者が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合、未行使の本新株予約権全部を放棄したものとみなす。

- (1) 新株予約権割当契約の規定に違反した場合
- (2) 当社又は当社の関係会社(「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」に定める子会社及び関連会社をいう。以下同じ)の役員又は従業員、その他これに準ずる社員(嘱託社員、パート社員等をいう。以下同じ)のいずれの地位をも喪失した場合。ただし、当社又は当社の関係会社の役員を任期満了により退任した場合、定年又は会社都合により当社又は当社の関係会社の従業員の地位を喪失した場合、及び当社が正当な理由があると認めた場合を除く。
- (3) 当社の取締役会が本新株予約権の保有の継続を適当でないと認めた事由が生じた場合
- (4) 当社の事前の書面による承認を得ずに当社及び当社の関係会社と競業関係にある会社(当社の関係会社を除く)の役員、従業員、代理人、嘱託(派遣社員を含む)、顧問、相談役、代表者又はコンサルタントに就いた場合
- (5) 死亡した場合
- (6) 後見開始、保佐開始又は補助開始の審判を受けた場合
- (7) 破産手続開始決定又は民事再生手続開始決定を受けた場合
- (8) 前各号のいずれかの規定の適用がある場合を除き、当社又は当社の関係会社の役員又は従業員、その他これに準ずる社員のいずれにも該当しなくなった日から1年経過した場合

- (9) その他、居住する国又は地域の法令等の制限により、本新株予約権の行使が禁止される場合又はかかる権利行使に際して当社に届出義務等が課される場合
2. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下「組織再編行為」という）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生じる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生じる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生じる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
2020年11月16日～ 2021年2月15日		14,518,000		315,950		236,829

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（2020年11月15日）に基づく株主名簿による記載をしております。

2021年2月15日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 819,200	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 13,696,400	136,964	-
単元未満株式	普通株式 2,400	-	-
発行済株式総数	14,518,000	-	-
総株主の議決権	-	136,964	-

【自己株式等】

2021年2月15日現在

所有者の氏名または名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社銚子丸	千葉県美浜区浜田二丁目39番地	819,200	-	819,200	5.64
計		819,200	-	819,200	5.64

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間における、役員の異動はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間（2020年11月16日から2021年2月15日まで）及び第3四半期累計期間（2020年5月16日から2021年2月15日まで）に係る四半期財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】

(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年5月15日)	当第3四半期会計期間 (2021年2月15日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	5,245,531	9,913,730
売掛金	227,536	471,885
原材料及び貯蔵品	136,155	153,860
その他	294,998	168,936
流動資産合計	5,904,222	10,708,413
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	776,748	669,491
その他(純額)	545,051	451,366
有形固定資産合計	1,321,800	1,120,858
無形固定資産	11,406	24,933
投資その他の資産		
敷金及び保証金	883,067	854,327
その他	632,579	620,216
貸倒引当金	1,078	1,078
投資その他の資産合計	1,514,568	1,473,466
固定資産合計	2,847,775	2,619,258
資産合計	8,751,997	13,327,671
負債の部		
流動負債		
買掛金	619,779	598,183
短期借入金	144,000	1,000,000
1年内返済予定の長期借入金	-	3,000,000
未払金	800,923	978,218
未払法人税等	45,088	190,311
賞与引当金	106,785	130,550
株主優待引当金	33,589	28,433
店舗閉鎖損失引当金	2,000	2,000
その他	95,571	160,741
流動負債合計	1,847,738	6,088,437
固定負債		
資産除去債務	202,498	205,937
その他	180,480	170,357
固定負債合計	382,978	376,294
負債合計	2,230,717	6,464,732

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年5月15日)	当第3四半期会計期間 (2021年2月15日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	315,950	315,950
資本剰余金	253,729	253,729
利益剰余金	6,645,754	6,983,805
自己株式	697,438	697,493
株主資本合計	6,517,995	6,855,991
新株予約権	3,284	6,946
純資産合計	6,521,280	6,862,938
負債純資産合計	8,751,997	13,327,671

(2)【四半期損益計算書】
【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自 2019年5月16日 至 2020年2月15日)	当第3四半期累計期間 (自 2020年5月16日 至 2021年2月15日)
売上高	14,805,291	13,501,848
売上原価	6,037,325	5,473,805
売上総利益	8,767,966	8,028,042
販売費及び一般管理費	8,302,940	7,386,009
営業利益	465,025	642,032
営業外収益		
受取利息	1,363	1,066
協賛金収入	25,343	13,886
雇用調整助成金	-	13,317
その他	18,000	10,704
営業外収益合計	44,707	38,975
営業外費用		
支払利息	916	3,004
現金過不足	620	-
その他	-	54
営業外費用合計	1,536	3,059
経常利益	508,196	677,948
特別利益		
固定資産売却益	90	-
特別利益合計	90	-
特別損失		
固定資産除却損	10,092	0
減損損失	62,924	137,978
店舗閉鎖損失引当金繰入額	-	10,819
特別損失合計	73,016	148,798
税引前四半期純利益	435,270	529,150
法人税等	155,131	191,099
四半期純利益	280,138	338,050

【注記事項】

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第3四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積りについて)

新型コロナウイルス感染症の拡大が予断を許さない状況であることから、通期の売上高は感染拡大前の9割程度で推移すると想定し、これに収益モデルの構造的な変化を前提として当期業績を見込んでおります。

上記を仮定として、固定資産の減損及び繰延税金資産の回収可能性に関する会計上の見積りを行っておりません。

なお、前事業年度の有価証券報告書に記載した内容から重要な変更はありません。

(四半期損益計算書関係)

店舗閉鎖損失引当金繰入額

閉店予定店舗に係る賃貸契約の解約に伴う中途解約違約金等の見込み額を計上しております。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む)は、次のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自 2019年5月16日 至 2020年2月15日)	当第3四半期累計期間 (自 2020年5月16日 至 2021年2月15日)
減価償却費	218,062千円	194,092千円

(株主資本等関係)

前第3四半期累計期間(自 2019年5月16日 至 2020年2月15日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2019年8月1日 定時株主総会	普通株式	82,015	6.00	2019年5月15日	2019年8月2日	利益剰余金

当第3四半期累計期間(自 2020年5月16日 至 2021年2月15日)

配当金支払額

該当事項はありません。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、寿司事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自 2019年5月16日 至 2020年2月15日)	当第3四半期累計期間 (自 2020年5月16日 至 2021年2月15日)
(1) 1株当たり四半期純利益	20円47銭	24円68銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益(千円)	280,138	338,050
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(千円)	280,138	338,050
普通株式の期中平均株式数(千株)	13,685	13,698
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	20円46銭	24円68銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(千株)	8	1
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年3月30日

株式会社銚子丸
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 録 宏 行 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 堀 井 秀 樹 印

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社銚子丸の2020年5月16日から2021年5月15日までの第4期事業年度の第3四半期会計期間（2020年11月16日から2021年2月15日まで）及び第3四半期累計期間（2020年5月16日から2021年2月15日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社銚子丸の2021年2月15日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれておりません。